

大洲市地域自治組織再編方針の主な修正・追加事項

【項目1】 新たな地域自治組織（組織の一元化）

① 河辺地域自治会統合合意（R5.9.28）による自治会の名称変更 【方針P2】

河辺地域の4つの自治会が統合・再編されることを踏まえ、自治会の名称を下記のとおり修正する。

- 自治会の名称 → 河辺自治会

【項目2】 活動拠点施設（コミュニティセンター化）

① 河辺地域自治会統合合意（R5.9.28）による施設の名称変更 【方針P4】

河辺地域の4つの自治会が統合・再編されることを踏まえ、コミュニティセンターの名称を下記のとおり修正する。

- 施設の名称 → 河辺コミュニティセンター
 - // 植松分館
 - // 坂本分館
 - // 大伍分館
 - // 北平分館

② 指定管理後の証明書等発行業務廃止に伴う新たなサービスの検討追加 【方針P5】

地区にコンビニは無いが郵便局があるため、郵便局で発行ができるようにしていただきたいとのご意見を踏まえ、新たなサービスの中に「郵便局委託の検討」を追加し、手のひら市役所などのオンライン申請サービスと併せて検討を進めることとする。

【項目4】 地域振興一括交付金

① 地域の学び事業の実施における基準以下の場合の表現修正 【方針P8】

実費精算ということであれば、交付金の減額という表現は修正すべきとのご意見を踏まえ、「翌年度25万円から減額」を「翌年度精算」の表現に修正する。

② 地区人権教育協議会の機能移行等に伴う表記修正 【方針P8】

「地区人権教育協議会を存続させる」又は「その機能を自治会に移行する」ことについては地域の判断とするもので、地区の意向調査の結果、1自治会に1組織（1機能）となる方向であるため、当初の予定どおり人権啓発事業補助金を地域振興一括交付金に統合し、手続きの簡素化を図るとともに、これまでの生涯学習における人権同和教育と地区人権教育協議会が担う人権啓発事業は、連携しながら実施している現状を考えると、一体的に取り組むことが効果的かつ効率的であるため、自治会が活動しやすい仕組みづくりとして、1地区の活動費を地域の学び事業に係る経費に統合する。これにより基礎交付額「25万円」を「33万円」に修正する。

③ 道路環境整備事業交付金の表現修正 【方針P8】

高齢化が進む中で、地区で草刈りを続けていけるのかとの不安の声や、業者等に依頼する場合でも今の交付金では対応できないため増額をお願いしたいとの意見を踏まえ、市道の草刈りなど日常管理については、引き続き、自治会において継続対応をお願いしたいと考えているが、実施をお願いしている全ての路線が困難であれば、住民の皆様の通行に支障がある路線のみの草刈り等を可能とする。

また、当初の予定どおり道路環境整備事業交付金を地域振興一括交付金に統合し、手続き等の簡素化を図る。

なお、高齢化が進む中で草刈りを続けていくことへの不安に対する対策も必要であるため、将来的な人口減少や高齢化を踏まえ、引き続き、地区における市道の管理の在り方について検討を進める。

④ ふれあい広場（旧小学校屋外運動場）除草等業務委託料の追加 【方針P8】

現在、自治会と委託契約を締結しているふれあい広場除草等業務に係る委託料を新たに地域振興一括交付金に統合し、手続き等の簡素化を図るなど、自治会の負担を軽減させる。

⑤ 防犯灯設置等補助金の地域振興一括交付金としての取扱検討 【方針P8】

防犯灯設置等補助金については、自治会の手続き等の負担を軽減するために、地域振興一括交付金に統合する方向で検討を進めていたが、自治会ごとの実績に大きな差異があり、地域振興一括交付金に統合することは困難との判断に至ったため、当面、現状の補助制度を維持することとする。

⑥ 新たな補助制度における自治会の負担軽減の考え方及び表現追加 【方針P9】

申請手続きや審査等をできる限り簡素化するなど、自治会が利用しやすい制度となるようお願いしたいとの要望を踏まえ、自治会の活動を支援する補助制度であるため、「内部審査による決定までの期間の短縮とともに、申請書類の簡素化により自治会の負担軽減を図る」ことを追加する。

■ 項目5 職員体制の強化・支援

① センターとなる分館の職員数の考え方の見直し及び表現追加 【方針P10】

基本の職員数に差があるのは如何なものか。地域の学び事業を自治会にお願いするのであれば、再編と同時に他の自治会と同じ職員数にすべきとの意見を踏まえ、一定以上の施設利用と基準以上の地域の学び事業の実施が見込まれる場合において、通常開館（8:30～17:15）とする時は、基本の職員数2.5人（指定管理後3.0人）とすることを可能とすることを追加する。

② センター職員の業務の表現修正 【方針P10・P11】

部会の企画運営は、部会員が担うと解釈していたが、センター職員が担うのであれば、現在と変わらないのではないかと意見を踏まえ、現在の表現では誤解を招くため、括弧書きの中の「企画・運営等」を「庶務等全般」の表現に修正する。

③ センター職員数を基準以下とする場合の特例措置の詳細追加 【方針P11】

パートタイム職員に対して業務の責任を持たすことが困難であるため、現在の人数とする努力をしたいとの意見をはじめ、指定管理の前倒しによる職員へのインセンティブの原資となる交付金の増額や、指定管理後に2人雇用し、残り1人分の給料相当額を活動に充当することができるのかといった意見を踏まえ、直営及び指定管理にかかわらず、削減の人数に応じて、自治会の活動に充当できる地域振興一括交付金を加算して交付する特例措置を講ずる。その加算額は次のとおりとする。

- フルタイム1人削減の場合 50万円
- パートタイム1人削減の場合 25万円

④ 指定管理移行後におけるセンター長の表現修正 【方針P11】

地域の代表者は自治会長であるが、センター長を置くことで、地域の代表者が2人と誤解を招く恐れがあるとの意見を踏まえ、「センター長」を「施設管理責任者」に修正するとともに、自治会が雇用する職員となるため、「自治会支援」の表現を削除する。

⑤ センター職員がセンター長を兼ねる場合の給料の追加 【方針P12】

センター職員の基本給15万円程度では安すぎる、応募する人がいないなどの意見をはじめ、センター職員のうち1人は事務の責任者とし、その職員の給料を上げていただきたいとの意見を踏まえ、自治会の判断により、センター長を兼務することを可能とする。その場合は、施設の長の基礎号級とするため、給料の金額を追加する。

■ 項目6 自治会に対する支援

① 指定管理者における給与支払事務への支援の表現追加 【方針P14】

指定管理者となることへの不安、特に職員への給与支払いに関する不安の声が多く、それに対する市の支援を求める意見を踏まえ、給与計算様式の提供など、「指定管理者における給与支払事務への支援」に関する文章を追加する。

② センター職員を対象とした定例職員会の項目追加 【方針P15】

行政連絡会議での市からの資料に関して、誰が説明し、質問に応じるのかなどの意見を踏まえ、市からの依頼等に関する対応者はセンター職員が担うことになるため、現在の公民館主事会を継承する形で、毎月開催の「定例職員会」を開催することを追加する。

③ 市政懇談会の開催に関する考え方の見直しと表現追加 【方針P15】

地域を取り巻く環境は刻々と変化しており、その地域の意見を聞くために、最低でも2年に1回は開催してほしいとの要望を踏まえ、受動的な自治会や開催を見直すべきとの自治会もあるが、積極的な自治会に対応するため、基本を2年に1回とするが、自治会の意向により、それ以下の開催とすることができるものに修正する。

■ 項目7 避難所の運営

① 避難所運営に係る手当の支給方法の見直しと表現修正 【方針P16】

手当の支給は交付金で交付するのではなく、職員と同様に、従事者に直接支給すべきではないかとの意見を踏まえ、手当の支給に当たっては、「市から従事者に直接支給する。」の表現を追加する。

なお、地区災害対策本部の従事者にも手当が支給されるのかとの意見を踏まえ、手当の支給対象は、市が指定する避難所の運営従事者とする文章を追加する。

■ 項目8 社会体育施設等の管理

① ふれあい広場（旧小学校屋外運動場）除草等業務の表現追加 【方針P18】

ふれあい広場除草等業務委託料を地域振興一括交付金に統合するため、具体的な内容の文章を追加する。

■ その他

① 自治会の適正規模化に向けた支援となる基準の検討と表現追加 【方針P19】

今後、自治会が統合に向けて考える目安とするために、人口や世帯数、高齢化率を踏まえた一定基準を示していただきたいとの意見を踏まえ、自治会が統合に向けて検討する際の目安となる基準を示す方向で検討することを追加する。